

第2章 障がい者を取り巻く現状について

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の状況

①「身体障害者手帳」所持者数

平成29年度の「身体障害者手帳」所持者数は市全体では2,771人で、横ばいの傾向にあります。

(各年度4月)

年度	24	25	26	27	28	29
所持者数(人)	2,784	2,812	2,845	2,809	2,783	2,771
市人口比(%)	4.31	4.36	4.41	4.35	4.44	4.42

※平成24年度～27年度の人口比は平成22年度国勢調査による市人口(64,550人)、平成28年度以降の人口比は平成27年度国勢調査による市人口(62,671人)で算出。

②年齢別「身体障害者手帳」所持者数

「身体障害者手帳」の所持者数のうち、65歳以上の方の高齢者の割合が多く、いずれも70%を超えており、身体障がい者における高齢者の割合が高くなっています。

(各年度4月) (人)

年齢	24	25	26	27	28	29
～5歳	8	11	10	6	4	6
6歳～17歳	37	35	37	36	35	38
18歳～59歳	471	433	451	378	401	386
60歳～64歳	284	269	273	249	259	247
65歳～	1,984	2,064	2,074	2,140	2,084	2,094
合計	2,784	2,812	2,845	2,809	2,783	2,771

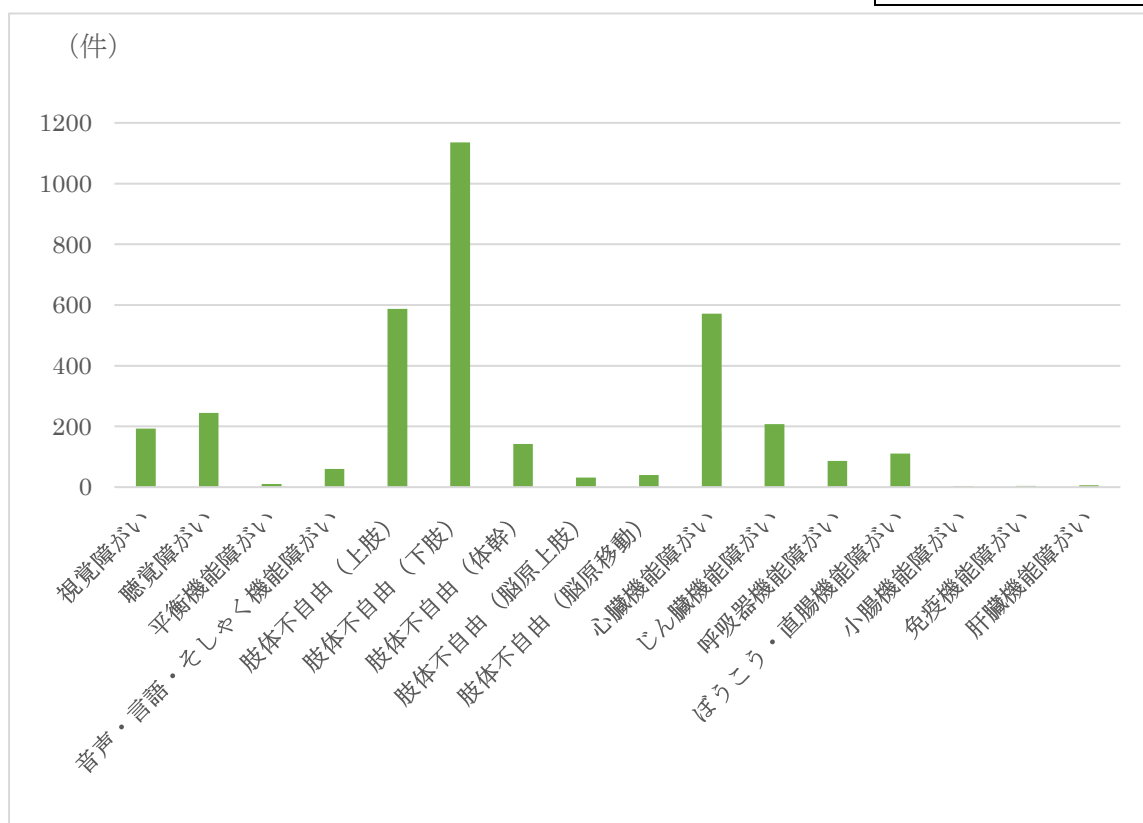
③障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

障がいの種別では、「肢体不自由（下肢）」が最も多く、次いで「肢体不自由（上肢）」、「心臓機能障がい」となっています。

なお、障がい種別の合計（3,432 人）が「身体障害者手帳」所持者数（2,771 人）より多いのは、障がい重複する方がいるためです。

(平成 29 年 4 月) (人)

視覚障がい	聴覚障がい	平衡機能障がい	音声・言語・そし やく機能障がい	
193	244	10	60	
肢体不自由 （上肢）	肢体不自由 （下肢）	肢体不自由 （体幹）	肢体不自由 （脳原上肢）	
587	1,136	142	31	
肢体不自由 （脳原移動）	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	
40	571	208	86	
ぼうこう・直腸 機能障がい	小腸機能障がい	免疫機能障がい	肝臓機能障がい	
111	3	4	6	
				合計
				3,432



④等級別「身体障害者手帳」所持者数

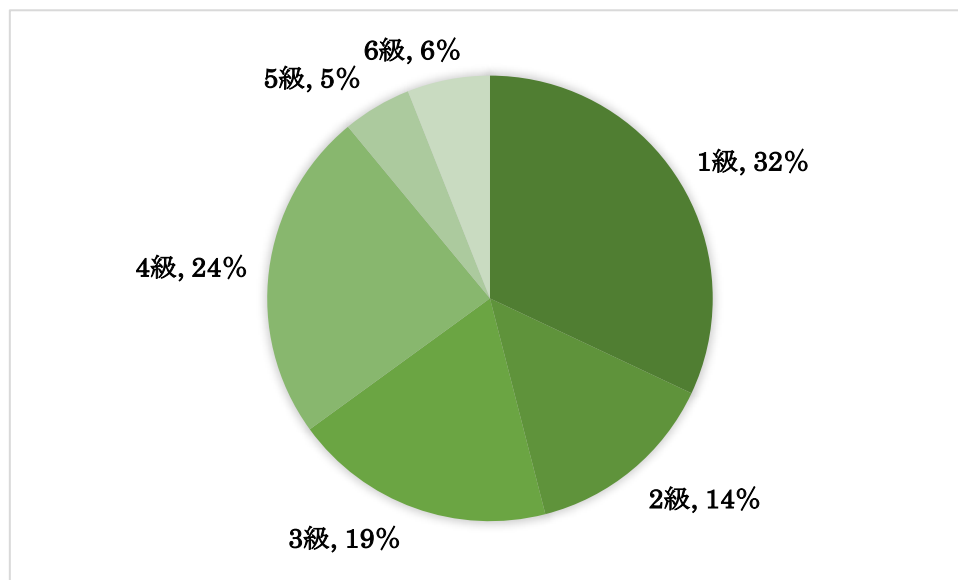
「身体障害者手帳」所持者数全体に占める割合は重度が多く、障がい等級が 1 級の方は全体の約 32%です。

※障がいの程度については、1 級から 7 級まであり、1 級が一番重度です。
(手帳の交付は 6 級までです)

(平成 29 年 4 月)

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
人数 (人)	898	388	533	663	135	154	2,771
比率 (%)	32.4	14.0	19.2	23.9	4.9	5.6	100.0

「身体障害者手帳」等級別所持者数



(2) 知的障がい者の状況

①年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

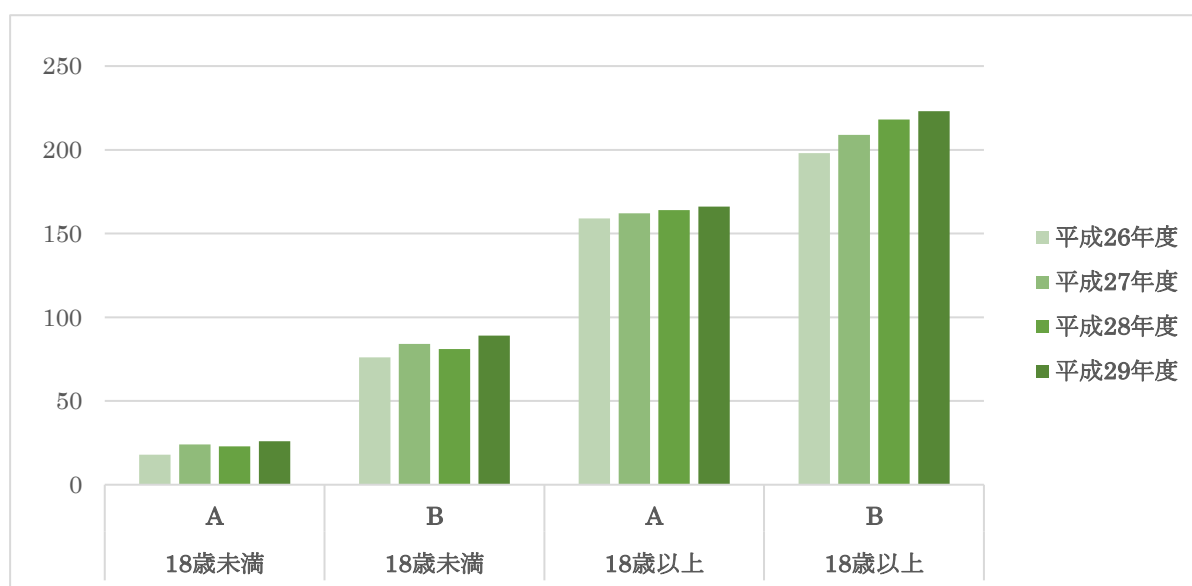
平成 29 年度の「療育手帳」所持者数は市全体では 504 人で、平成 24 年度に比べると 96 人増加しています。

※障がいの程度については、A と B があり、A が重度です。

(各年度 4 月) (人)

年齢	程度	24	25	26	27	28	29
18 歳未満	A	18	19	18	24	23	26
	B	74	80	76	84	81	89
	計	92	99	94	108	104	115
18 歳以上	A	145	143	159	162	164	166
	B	171	183	198	209	218	223
	合計	316	326	357	371	382	389
合計	A	163	162	177	186	187	192
	B	245	263	274	293	299	312
	合計	408	425	451	479	486	504
市人口比 (%)		0.63	0.66	0.70	0.74	0.78	0.80

※平成 24 年度～27 年度の人口比は平成 22 年度国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度以降の人口比は平成 27 年度国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。



(3) 精神障がい者の状況

①年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

平成 29 年度の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は市全体では 378 人で、平成 24 年度から比べると 127 人増加しています。

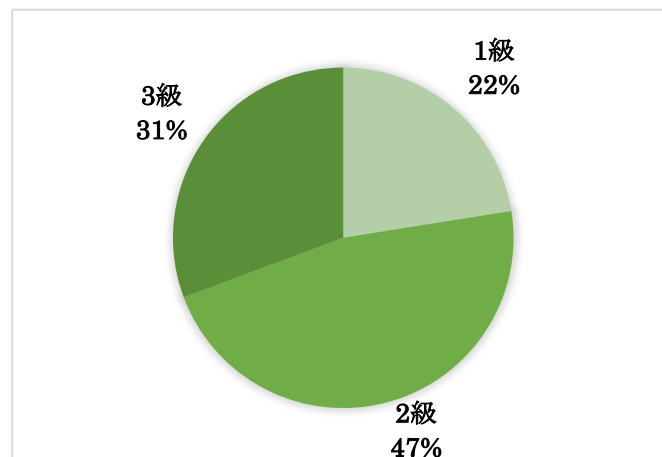
※障がいの程度については、1 級から 3 級まであり、1 級が一番重度です。

(各年度 4 月) (人)

年齢	等級	24	25	26	27	28	29
18 歳未満	1 級	0	0	0	0	1	1
	2 級	1	2	1	2	12	2
	3 級	5	9	10	11	27	13
	計	6	11	11	13	40	16
18 歳以上	1 級	95	104	88	79	72	84
	2 級	112	143	155	163	151	175
	3 級	38	49	61	81	82	103
	計	245	296	304	323	305	362
合計	1 級	95	104	88	79	73	85
	2 級	113	145	156	165	163	177
	3 級	43	58	71	92	109	116
	合計	251	307	315	336	345	378
市人口比 (%)		0.39	0.48	0.49	0.52	0.55	0.60

※平成 24 年度～27 年度の人口比は平成 22 年度国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度以降の人口比は平成 27 年度国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。

「精神障害者保健福祉手帳」等級別所持者数（平成 29 年度）



②精神障がい者の医療状況

市で新規交付又は更新の進達手続きを行っている自立支援医療（精神通院）受給者数や山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数によると、精神障がい者の通院状況は増加傾向が続いており、在宅の精神障がい者への支援の必要性も高まっています。

（上段：各年度 4 月、下段：各年度 5 月）

	24	25	26	27	28	29
市の精神通院受給者数（人）	741	844	872	894	1,001	1,019
山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数（件）	15,995	16,146	16,163	15,649	15,515	

※山口県の「精神及び行動の障害」による外来件数は、山口県国民健康保険疾病分類統計表によるもので、市町保険者及び医師国民健康保険組合を対象としている。（後期高齢者医療保険制度は含まれていない）

③「精神障害者保健福祉手帳」所持者のうち、精神通院医療受給者の割合

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者の中で、自立支援医療（精神通院医療）の所持者は 65%を超え、入院や入所で生活を送る方より在宅の方が多くなっている状況がわかります。

（各年度 4 月） （人）

状況	17	20	23	26	29
手帳所持者数（人）	152	212	240	315	378
精神通院医療所持者数	72	131	144	220	248
割合（%）	47.4	61.8	60.0	69.8	65.6

(4) 「障害支援区分」審査判定の状況

「障害支援区分」は、「障害支援区分」6が重度で「障害支援区分」1にいくほど軽度となり、日常生活上支援がない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

判定方法は、まず聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、「障害支援区分認定審査会」に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

●「障害支援区分」の認定状況

(平成29年4月)(人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	1	4	5	8	8	10	36
	施設入所者	0	0	1	1	4	3	21	30
知的	在宅者	0	4	13	23	29	29	9	107
	施設入所者	0	1	1	1	8	15	31	57
精神	在宅者	0	3	17	8	4	0	0	32
	施設入所者	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	在宅者	0	8	34	36	41	37	19	175
	施設入所者	0	1	2	3	12	18	52	88
割合 (%)	在宅者	0	88.9	94.4	92.3	77.4	67.3	26.8	66.5
	施設入所者	0	11.1	5.6	7.7	22.6	32.7	73.2	33.5

(5) 障がい者の雇用状況

障がい者の雇用状況について、宇部公共職業安定所管内の数値です。

「障害者法定雇用率」は、平成 25 年 4 月に 1.8%から 2.0%へ引き上げとなるとともに、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員となるとともに、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月）

年度	管内対象 企業数 (箇所)	管内雇用 障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68
23	135	544.5	1.89	2.24	1.65
24	141	511.5	1.88	2.28	1.69
25	173	567.5	1.80	2.33	1.76
26	166	618.5	1.99	2.46	1.82
27	159	588.0	1.93	2.51	1.88
28	168	613.0	1.96	2.47	1.92
29					

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしている。

2 障がい者施策を取り巻く環境の変化

●近年の国、県の法制度等の動き

年	法制度等の動き	主な内容
H15	◆「措置制度」から「支援費制度」への移行	◇障がい者の自己決定を尊重 ◇事業者と利用者が契約によるサービス利用 ◇利用者は所得に応じた負担（応能負担）
H16	◆「障害者基本法」の改正	◇障がい者を理由とする差別の禁止 ◇「障害者週間」の設置 ◇障がい者計画の策定義務化 など
H17	◆「発達障害者支援法」の施行	◇発達障がいの定義・法的位置づけの確立 ◇乳幼児期から成人期までの一環支援の推進
	◆「障害者雇用促進法」の改正	◇精神障がい者に対する雇用対策の強化（精神障がい者を各企業の雇用率の算定対象に加える等） ◇在宅就業障がい者に対する支援（在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に、「障害者雇用納付金制度」において特例調整金等を支給等）
H18	◆「障害者自立支援法」の施行	◇3 障がいの制度格差の解消 ◇利用者本位のサービス体系に再編 ◇就労支援の抜本的強化 ◇支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
	◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行	◇高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を慧眼することにより、移動・施設利用の利便性・安全性の向上を推進
	◆障害者雇用促進法の一部改正	◇精神障がい者に対する雇用対策の強化 ◇在宅就業障害者に対する支援
H19	◆学校教育法の改正	◇盲、聾、養護学校を特別支援学校に一本化 ◇特別支援学校において、小中学校に在籍する障がいのある児童への助言援助 ◇小中学校等において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等への支援
	◆重点施策実施5ヵ年計画	◇障がい者の地域での自立を基本としたライフサイクルを通じた総合的支援 ◇障がい者の地域での自立や社会参加の障壁を除くため、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境整備の推進 ◇「障害者自立支援法」の見直しの検討
H20	◆山口県工賃倍増計画	◇障がい者の地域での自立授産施設等における工賃引き上げの取り組みを支援（工賃倍増支援センター設置事業、経営改善の手引き作成事業、就労活動レベルアップ事業）
	◆山口県ユニバーサルデザイン実効計画	◇年齢や障がいの有無を超えて誰もが利用しやすい生活環境を整備する取組の推進（「全国障害者スポーツ大会」の開催に向けた取組推進、子育て支援、少子化対策として取組強化）

	◆「障害者自立支援法」の抜本的な見直し	◇「障害者自立支援対策臨時特例交付金」による基金事業継続の検討等
H21	◆「身体障害者福祉法」の一部改正	◇「肝臓機能障がい」を障がい項目に追加。重症の「肝臓機能障がい」が一定期間継続している場合に1級から4級を認定（平成22年4月1日施行）
	◆「障がい者制度改革推進本部」発足	◇「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の法整備を始めとする「障害者」に係る制度の集中的な改革を目的として発足
H22	◆「障がい者制度改革推進本部」開催	◇障がい者施策の推進に関する意見を求めることを目的として開催される。
	◆「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立 12月10日公布 施行は、平成24年4月1日（一部は公布の日、平成24年4月1日までの間において政令で定める日等）	◇「障害者自立支援法」関係 ・利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行予定）利用者負担において、応能負担を原則とする。「障害福祉サービス」と補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減 ・「障害者」の範囲の見直し（公布日施行）「発達障害」が「障害者自立支援法」の対象となることを明確化（公布日施行） ・相談支援の充実（平成24年4月1日施行）相談支援の強化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 ・障がい児支援の強化（平成24年4月1日施行）児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設、在園期間の延長措置の見直し ・地域における自立した生活のための支援の充実 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設（平成23年10月1日施行）、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（平成23年10月1日施行）、その他児童デイサービスに係る利用年齢の特例（公布日施行）など
		◇児童福祉法関係 ・障がい児の範囲の見直し 障がい児の定義について「精神に障害のある児度（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む。）」が付け加えられた。 ・障がい児施設の一元化 ・障がい児の入所による支援の見直し ・障がい児の通所による支援の見直し ・障がい児相談支援事業の創設

H23	◆「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」6月24日公布 平成24年10月1日施行	◇障がい者の権利利益の擁護を目的とする。 ◇①擁護者による障がい者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待を「障害者虐待」とすることを定めた。 ◇虐待防止施策として、何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待における早期発見・通報の義務規定を定めた。
	◆「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（案）」	◇障がい者制度改革推進会議において、「障害者総合支援法」の骨格提言が示された。（「障害者総合福祉法」（仮称）は、平成24年国家への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すとされている。）
	◆「障害者基本法の一部を改正する法律」8月5日公布、施行（一部の施行を除く。）	◇「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法の整備の一つとして改正 ◇たとえば障がい者について次のように定義。「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）の他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
	◆「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」	◇「発達障害」の認定基準を明記
H24	◆「障害者の法定雇用率を引き上げる政令」6月20日公布 平成25年4月1日施行	◇障がい者の法定雇用率を引き上げ 民間企業 1.8%→2.0% 国、地方公共団体等 2.1%→2.3% 都道府県教育委員会 2.0%→2.2%
	◆「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」6月27日公布 平成25年4月1日施行	◇「障害者就労施設」等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって「障害者就労施設」で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資するため、国などに「障害者就労施設」等から優先的な物品調達を義務付け
	◆「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」6月27日公布 平成25年4月1日施行	◇「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。 ◇法に基づく日常生活及び社会生活の支援が、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 ◇障がい者の範囲障害に難病等を加える。 ◇「障害支援区分」の創設
	◆山口県工賃向上計画7月策定	◇就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組を推進 計画推進の基本的方向 ・事業所の体制づくりの推進

		・受注・販路の拡大 ・官公需の推進
H25	◆「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」6月1日から適用	◇「高次脳機能障害」の認定基準を明記
	◆「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正する法律」6月13日公布、施行（一部の施行を除く。）	◇雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する。 ◇事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。 ◇法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える。 ◇「障害者」の範囲の明確化
	◆「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」6月19日公布 平成26年4月1日施行	◇厚生労働大臣が、精神障がい者の医療の提供を確保するための指針を定める。 ◇保護者に関する規定を削除 ◇医療保護入院の見直し ◇精神医療審査会の委員に関する見直し
	◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」6月26日公布	◇障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 ◇社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 ◇国による啓発・知識の普及を図るための取組 ◇政府全体の方針として、差別解消の推進に関する基本方針を策定する。
	◆「障害者権利条約」平成26年1月20日批准 平成26年2月19日発効	◇障がいに基づくあらゆる差別を禁止 ◇障がい者が社会に参加し、法要されることを促進 ◇条約の実施を監視する枠組みを設置
	◆「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に変更 平成25年4月1日施行	◇障がい者の定義に難病等を追加
H26	◆「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正 平成26年4月1日施行	◇「障害支援区分」認定への見直し ◇重度訪問介護の対象拡大 ◇グループホーム・ケアホームの一元化 ◇多子軽減措置による減免
H27		◇「障害者総合支援法」の対象となる疾病（難病）を151疾病から332疾病に拡大
H28	◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」4月1日施行 ◆「改正障害者雇用促進法」が施行	◇合理的配慮の提供を公的機関に義務付ける 「障害者差別解消法」が施行

H29	◆「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令」6月30日公布 平成30年4月1日施行	◇「身体障害者補助犬」を使用することを拒んではない事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が「50人以上」から「43.5人以上」に改める
-----	--	--

3 第4期障がい福祉計画の実績と進捗状況

第4期障がい福祉計画における平成29年度の目標計画見込み量について、平成29年度までの進捗状況を分析・評価し、第5期障がい福祉計画において見直しを図ります。

(1)「障害福祉サービス」

①訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅で訪問による介護を受けたり、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所での公的手続きや相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を受けたりするサービスです。

第4期計画では訪問系サービスの利用者数、障がい者等のニーズ、退院可能精神障がい者のうち、サービスの利用が見込まれる者、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して利用人数及び必要なサービス量を見込みました。

●居宅介護

居宅において、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。

また、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を行います。

平成24年度以降、年度ごとに実利用人数が増加していましたが、平成28年度は減少しています。

〈年間利用時間〉 ※平成29年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	5,577 (39人)	5,863 (41人)	6,006 (42人)	7,425 (55人)	8,100 (60人)	8,775 (65人)
実績	5,852 (43人)	6,712 (49人)	6,490 (52人)	7,133 (52人)	5,502 (42人)	

●重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者（平成 26 年 4 月から知的障がい者、精神障がい者も対象に含まれます。）に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。また、外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1 日の支援時間が 3 時間以上となる方が対象になります。

平成 27 年度から利用者が少しずつ増加しています。

〈年間利用時間〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	7,425 (55 人)	8,100 (60 人)	8,775 (65 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	647 (2 人)	1,544 (3 人)	

●同行援護

視覚障がい者により移動に著しい困難を有する方が外出する際、同行し移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行います。

平成 23 年 10 月からサービスが開始されましたが、利用者は横ばい傾向です。

〈年間利用時間〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	640 (8 人)	720 (9 人)	800 (10 人)	900 (9 人)	1,000 (10 人)	1,100 (11 人)
実績	557 (7 人)	673 (7 人)	632 (6 人)	623 (7 人)	801 (5 人)	

●行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行います。

施設等からの地域生活への移行等を考慮し、利用を見込みましたが、現在のところ利用はありません。

〈年間利用時間〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

●「重度障害者等包括支援」

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

今後のニーズを考慮し利用を見込みましたが、現在のところサービスを提供する事業所がありません。

〈年間利用時間〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障害者支援施設、共同生活援助を利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

現在の日中活動系サービスの利用者数、障がい者のニーズ、特別総合支援学校卒業者数の今後の見通し、退院可能精神障がい者数のうちサービスの利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ人数から、一般就労に移行する者の見込数を控除して、平成 29 年度までの利用人数及び必要なサービス量を見込みました。

●生活介護

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産的活動の機会、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を提供します。

実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

平成 24 年度から実利用人数と延べ利用人数ともに実績が計画を上回っています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	24,200 (110 人)	24,860 (113 人)	25,960 (118 人)	30,800 (140 人)	31,240 (142 人)	31,680 (144 人)
実績	26,485 (125 人)	26,216 (124 人)	30,789 (137 人)	32,091 (139 人)	32,012 (143 人)	(人)

※平成 23 年 9 月からグリーンヒル山陽が新体系へ移行されました。

平成 26 年度からのぞみ園が生活介護へ移行されました。

●自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

現在のところ、サービスを提供する事業所がありません。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (0 人)	264 (0 人)	264 (0 人)	264 (0 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)

●自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

このサービスの利用期間は原則として 2 年間までとなっています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	1,800 (10 人)	1,080 (6 人)	720 (4 人)	1,500 (10 人)	1,950 (13 人)	2,400 (16 人)
実績	1,971 (15 人)	2,023 (13 人)	947 (11 人)	653 (6 人)	845 (7 人)	(人)

●就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

計画に沿って実利用人数が伸びています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	6,800 (34 人)	6,200 (31 人)	4,400 (22 人)	6,696 (31 人)	7,344 (34 人)	7,992 (37 人)
実績	6,128 (46 人)	6,776 (51 人)	6,457 (51 人)	4,863 (39 人)	5,560 (42 人)	(人)

※平成 23 年 9 月からグリーンヒル山陽が新体系へ移行されました。

平成 24 年度からまつば園が新体系へ移行されました。

●就労継続支援（A 型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

新たに開設した施設での利用が進み、おおむね計画どおり利用者が増加しています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	3,150 (14 人)	4,050 (18 人)	4,725 (21 人)	4,876 (25 人)	5,460 (28 人)	5,850 (30 人)
実績	2,687 (12 人)	3,111 (17 人)	3,612 (21 人)	4,016 (24 人)	4,485 (27 人)	(人)

●就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

計画以上に利用者が増加しています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	24,960 (104 人)	29,520 (123 人)	34,560 (144 人)	25,500 (150 人)	26,350 (155 人)	27,200 (160 人)
実績	21,425 (124 人)	22,381 (146 人)	23,952 (149 人)	27,035 (154 人)	28,959 (178 人)	(人)

※平成 24 年度からまつば園、ワークあけぼの（おれんじ・レインボー）が新体系へ移行されました。

●療養介護

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行います。

平成 24 年度以降は児童福祉法の改正により、18 歳以上の加齢児については療養介護を利用することとなりました。

〈年間利用人数〉 ※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	1	2	4	8	9	9
実績	5	7	7	7	8	

●短期入所

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障がい者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

第4期は、実績による平均的な1人当たりの利用量を勘案して見込みましたが、横ばい傾向にあります。

〈年間利用日数〉 ※平成29年度実績は見込み、()は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	880 (11人)	960 (12人)	1,040 (13人)	1,440 (40人)	1,440 (40人)	1,440 (40人)
実績	480 (23人)	973 (31人)	1,114 (33人)	1,024 (36人)	788 (35人)	(人)

③居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用が期待されています。サービスとしては、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

●共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居に入居している障がい者につき、夜間や休日にその住居において、グループホームでは、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等の関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話をします。

地域での生活支援の場の一つとしており、地域移行により毎年5人の増加を見込みましたが、横ばいの傾向にあります。

〈年間利用人数〉 ※平成29年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	50	57	66	55	60	65
実績	50	50	52	49	52	

※平成 26 年度から、ケアホームは共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

●施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間や休日に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

施設から地域へ支援の場を移すことにより、施設入所者の減少を見込みましたが、横ばいの傾向にあります。

〈年間利用人数〉 ※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	78	79	81	77	75	74
実績	82	80	84	84	84	

④相談支援

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、以下のような事業を実施しています。

「障害福祉サービス」利用支援を行う「計画相談支援」と、障がい者の地域生活への移行に向けた「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

施設からの地域生活移行、精神障がい者の退院促進等により、利用者が増加することを見込みました。

●計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後もサービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

〈年間利用人数〉 ※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	21	40	61	432	442	452
実績	50	232	420	416	433	

※平成 24 年度から計画相談支援がはじまり、平成 26 年度末にはすべての利用者に対し、計画相談支援を行いました。

●地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス事業所」等への同行支援等を行います。

〈年間利用人数〉 ※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	2	2	2	10	10	10
実績	4	2	5	3	1	

※平成 24 年度から開始されました。

●地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

〈年間利用人数〉 ※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	2	2	2	5	5	5
実績	3	5	5	3	2	

※平成 24 年度から開始されました。

（２）障がい児支援

「障害者自立支援法」に位置づけられていた「児童デイサービス」は、児童福祉法の一部改正により「障害児通所支援」として、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」となり、平成 24 年度から実施されています。

①「障害児通所支援」

●児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

利用者は横ばいの傾向にあります。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画				1,800 (15 人)	1,920 (16 人)	2,040 (17 人)
実績	562 (5 人)	1,268 (11 人)	1,187 (17 人)	1,411 (14 人)	1,509 (14 人)	

※平成 29 年度からなるみ園が児童発達支援に移行されました。

●医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

現在利用はありません。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画				360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

●放課後等デイサービス

学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

利用者が年々増加傾向にあります。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画				2,952 (30 人)	3,148 (32 人)	3,345 (34 人)
実績	1,891 (25 人)	2,486 (25 人)	3,405 (31 人)	4,445 (41 人)	7,333 (58 人)	

●保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画				12 (1 人)	12 (1 人)	1 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	3 (1 人)	3 (1 人)	1 (1 人)	

②「障害児相談支援」

「障害者自立支援法」の一部改正により、平成 24 年 4 月から「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

「障害児通所支援」の利用の増加に伴い、計画より大幅に増加しています。

〈年間利用日数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画				48	49	50
実績	8	16	55	59	70	

（３）地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

●圏域相談支援事業所

それぞれの障がいの特性に応じ、24時間相談に対応するために宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託しています。

平成24年度から、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されたことにより、相談件数は年々減少しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センターぴあ南風」
- ・「生活支援センターふなき」
- ・「神原苑障害相談支援センター」

（H29年度に「ぷりすむ」から「神原苑」に変更）

〈年間相談件数〉 ※平成29年度実績は見込み、（）は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	2,110 (90人)	2,000 (85人)	1,790 (80人)	800 (100人)	800 (100人)	800 (100人)
実績	1,651 (89人)	1,843 (152人)	494 (95人)	445 (81人)	404 (81人)	

②意思疎通支援事業

市社会福祉協議会と連携し、意思疎通を図るために支援が必要な聴覚、言語機能又は音声機能の障がい等に手話通訳や要約筆記に係る奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、社会生活上の利便を図り、障がい者等の社会参加を促進することを目的としています。

〈年間派遣回数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	26 (10 人)	29 (11 人)	32 (12 人)	50 (20 人)	50 (20 人)	50 (20 人)
実績	43 (13 人)	58 (11 人)	68 (12 人)	54 (10 人)	36 (13 人)	

③日常生活用具等給付事業

重度障がい者の地域での安心した生活を支援するため、日常生活用具の給付又は住宅改修費の助成を行います。

〈年間給付件数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	1,141 (141 人)	1,172 (145 人)	1,203 (150 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)
実績	1,188 (139 人)	1,264 (164 人)	1,303 (137 人)	1,383 (140 人)	1,284 (141 人)	

※ストーマ・紙おむつは 1 か月の支給を 1 件として算出。

膀胱・直腸機能障がいの方に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具）は、「障害者自立支援法」施行後に補装具から日常生活用具による給付になりました。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出についてマンツーマンにより支援するものです。

平成 23 年 10 月から、視覚障がい者の移動支援は同行援護に移行されました。

〈事業所数・年間利用時間〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	8 か所 420 時間 (7 人)	8 か所 480 時間 (8 人)	8 か所 540 時間 (9 人)	9 か所 1,200 時間 (8 人)	9 か所 1,350 時間 (9 人)	9 か所 1,500 時間 (10 人)
実績	8 か所 798 (6 人)	9 か所 929 (10 人)	9 か所 984 (9 人)	7 か所 762 (7 人)	6 か所 612 (7 人)	

⑤地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

〈一日あたりの利用人数〉

年度	24	25	26	27	28	29
計画	8	9	10	12	12	12
実績	11	12	11	12	11	

⑥訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴者で訪問し、入浴サービスを行うことにより身体障がい者の身体の清潔及び心身機能を保つことを目的としています。

自立支援給付の生活介護による施設入浴もあり、平成 22 年度以降利用はありません。

〈年間利用回数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

⑦日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減、日中監護する者がいないため見守りの必要がある障がい者等の一時的な支援を図ることを目的としています。

近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

〈事業所数・年間利用回数〉 ※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	24 か所 2,650 回 (56 人)	24 か所 2,700 回 (57 人)	24 か所 2,750 回 (58 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)
実績	24 か所 2,071 回 (59 人)	26 か所 3,789 回 (86 人)	25 か所 4,017 回 (119 人)	29 か所 4,999 回 (135 人)	28 か所 5,719 回 (136 人)	

⑧ 社会参加支援事業

○ ふれあい運動会の開催

障がい者に対する理解と親睦を深め、障がい者の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、市社会福祉協議会と共同で実施しています。

○ 点訳・音訳事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。

点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けたり市を通じて郵送したりしています。

また、点字による障がい福祉のしおりを作成しています。

○ 意思疎通支援者養成研修事業

聴覚・言語機能又は音声機能障がい者が円滑に意思疎通ができるよう、手話によりコミュニケーションの支援を行う奉仕員等を養成するものです。

養成研修終了後にコミュニケーション支援の従事者として、手話奉仕員の登録を依頼しています。（平成 24 年度は手話奉仕員スキルアップ養成研修事業を実施しました。）

また、県が開催する手話通訳者養成研修を修了され、手話通訳者、手話通訳士として活躍される方もいます。

〈手話奉仕員登録者数〉

※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	30	30	40	40	40	45
実績	37	37	37	26	28	

〈要約筆記奉仕員登録者数〉

※平成 29 年度実績は見込み

年度	24	25	26	27	28	29
計画	30	40	40	20	20	25
実績	19	19	19	11	11	

○自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

〈年間助成件数〉

※平成 29 年度実績は見込み、() 内は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
計画	5 (5 人)	5 (5 人)	5 (5 人)	4 (4 人)	4 (4 人)	4 (4 人)
実績	8 (8 人)	2 (2 人)	6 (6 人)	6 (6 人)	4 (4 人)	

(4) その他

①市内の相談支援事業

市内での相談を受けられる体制づくりの強化として、障がい者については、「相談室のぞみ」が平成 23 年 4 月に開所し、平成 26 年度からは「指定特定相談支援事業所のぞみ」として指定を受け、「サービス等利用計画」の作成を含む相談にも応じ、機能の向上を図っています。平成 29 年 4 月からは、「相談支援事業所のぞみ」として、児の「サービス等利用計画」の作成も行い、児も含めた相談に応じています。

また、「なるみ園」においては、「発達相談室スマイル」を開所し、障がい児の療育を含めた相談に応じています。

〈年間相談件数〉

※平成 29 年度実績は見込み、() は実利用人数

年度	24	25	26	27	28	29
のぞみ	482 (73 人)	1,112 (84 人)	710 (102 人)	683 (74 人)	871 (107 人)	
スマイル	427 (130 人)	451 (142 人)	398 (124 人)	466 (120 人)	426 (112 人)	

②山陽小野田市障がい者虐待防止センター

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者の保護および自立の支援、虐待の発見者に通報義務を課すこと、養護者に対する支援、国等の責務が示されています。それに伴い、「障害福祉課」内に障がい者虐待対応の窓口として設置されました。

〈虐待通報件数〉 ※平成 29 年度は見込み、() は虐待として認定した者

年度	24.10～	25	26	27	28	29
件数	0 (0 人)	1 (0 人)	1 (1 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

③「障害者就業・生活支援センター」

就職を希望する障がい者や、会社での労働や地域での生活についての悩み等を抱えている障がい者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

・光栄会「障害者就業・生活支援センター」（宇部・小野田圏域）

4 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、平成 29 年度を目標年度として設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末の施設入所者【75 人】を基準とし、平成 29 年度までの地域生活への移行者数：6 人

【県基準：平成 25 年度末の入所者の 7.7% 以上】

〈人数〉

年度	27	28	29
地域生活 移行者数	1	2	3

(2) 施設から一般就労への移行

平成 24 年度における施設から一般就労への移行者数【8 人】を基準とし、平成 29 年度における施設から一般就労への移行者数：10 人

【県基準：平成 24 年度移行者数の 1.3 倍】

〈人数〉

年度	27	28	29
一般就労 移行者数	9	9	10

5 アンケート結果

(1) アンケート調査の概要

①調査対象

ア：「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」、自立支援医療（精神通院）のいずれかの所持者

イ：施設入所者

②調査方法

- ・調査対象者アから合計 1,000 人を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施
- ・調査対象者イの全員に郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施

③回収結果

送付数	回収数	回収率
1,080	573	53%

④実施期間

平成 29 年 3 月 1 日～31 日

(2) アンケートの回収内容について